

米軍用地小作人訴訟における利益衡量

組原 洋

1

いわゆる米軍用地小作人訴訟は、沖縄における戦後処理の問題の1つである。それが今日まで尾を引いている、ということは、その処理に不満を感じずるものが現に存在するというを示しており、そういう意味で解決されていないわけである。

そこでこれを解決しようとする場合、長い歴史が背後にあるので、当然それを無視できないが、解決そのものは現時点においてするのである。この事件の始めは、敗戦とそれに伴う米軍占領という異常事態の下にあった。今なら出来ないであろうことができ、その結果作られた状況が今日まで持ち越されている。その異常事態下においても違法な行為があったというなら話は別であるが、その当時としては受け入れられる形で現在の状況が作られた。このとき作られた状況を解釈するのに、一体いつの判断基準をもってすれば良いのか。一般的に言えば、それは、その状況が作られた当時における判断基準であるといえよう。ところが、その当時というのが「異常」時であったが故に、今なら考えられないような処理がなされている。当然、今なら納得できないものが出てくる。

こういう状況にあって、今現在根本的解決を得るにはどうすれば良いのかを考えたとき条文の解釈に勝って利益衡量の手法が有効であろうと思われる。というのは、「異常」時にあわせて解釈しようにも自ら限界というものがあり、それは当時の状況を作った側に自動的に有利になると思われるからである。

思い切って、そういう土俵を降りて、過去の経緯をも頭に入れたうえで現在においてどうすべきかを、主として当事者の利益をそれぞれ衡量するという点に重点を置いて考えれば、また新たな展望が得られるのではないかと思うのである。

2

そこで、最初の問題は、利益衡量の当事者とは誰か、ということである。

実はこの点において、米軍なり国なりが当事者として現れてこなかったことが、問題の解決を今日まで長引かせた最大の原因ではないかと思われる。紛争を地主対小作人の問題と限局した点に、大きな作為を感じる。言うまでもなく、どのような事件であれ、何らかの形で社会全体と関連している。しかし通常の裁判は、これらの関連者が全部訴訟に参加するわけではない。法律上の関連性のないものは、いかに事実上は重大な関連を持ってい

でも裁判の当事者とはなれないのである。これを当事者適格と称しているが、これは特に行政訴訟においては最大の論点の1つである。なぜなら、行政訴訟はその性質上一般の事件以上に社会全体に関わることが多いはずで、そのなかからどういう者に当事者適格を認めるかは事件の帰趨に大きな影響を及ぼすはずだからである。

そして一般的に顕著に見られる現象は、行政機関というのは、可能な限り責任回避を図ろうとするものだ、ということである。

阿部泰隆氏が「法の機能と人間の心理——行政法の分野を中心として——」という興味深い論文を書いておられる（成田頼明他編「行政法の諸問題 上」（有斐閣・1990）所収）。この論文を貫くテーマは、行政法というのは生身の人間である役人がコントロールする法手段の体系であるということであり、さらに言えば、それをさらにコントロールする裁判官も、根拠となる法律を作る立法者も、すべて生身の人間であるということである。したがって、これらの者の行動心理を抜きにしては行政法は適切には理解できないということになる。これは従来すっぱり抜け落ちていた側面である。

沖縄タイムスの上江田清喜記者が、最近連続的にこの事件関連の記事を書いている。この1つ、「忘れられた戦後処理——小作人訴訟をめぐる——（1）」（1991・8・19朝刊）に、小作人らが30年余にわたって関係機関はじめ、団体などへ折衝、要請を繰り返してきたのに、関係諸機関・団体は「旧小作人の窮状はよく理解でき、不公平だということも分かる。ただこの問題は地主と旧小作人同士の問題」と取り合わない旨の記述がある。

この事実こそが、この問題をこれほどまで長引かせた根本原因であると思ふ。

米軍が自発的な撤退を約束していない現在において、国の最大の関心は、問題の土地を基地としてつつがなく維持させる、というに尽きるものと思われる。そういう意味では、一見、地主と小作人間の紛争と限局しても国は何ら影響を受けないようにも見える。しかし、では「おとなしい」小作人が地主の1人沖縄土地住宅株式会社に対して提起した訴訟の一審判決言い渡しと治安事件並みの空気だったのはなぜなのか。それは、小作人に現在賃借権を認めることを利益とは感じない国の立場を反映したものではないのか。賃借権を小作人に認めて、彼らその後「反戦小作人」となったらどうなるか。基地返還の世論が高まる中で、さらに面倒な相手をわざわざ作りたくはないというのが国の真意ではなかろうか。そして、基地関係の訴訟においては、周知のように、裁判所はこれまで国の政策をそのまま是認してきたと言える。

このような国の立場からすれば、我が国の敗戦に伴う沖縄の米国支配下においてなされた行為をそのまま是認するのが最も簡単で、かつ利益にかなったな処理といえるわけである。そして、一審において、書証が提出されたのみで、そもそも証人尋問すら行なわれずに結審したことから考えても、裁判所としての最大の関心事項は基地を現状維持すること

のみであったと推測して差し支えないのではないと思われるのである。

一方、地主・小作人それぞれの利益（ないしは損失）状況については、小川研究員の判例研究が詳細に分析している通りである。そしてこの分析からも、実はこの事件が地主・小作人の範囲を越えたものであるということが明瞭に浮び上がっている。土地を思い通りに使えなかった、という意味では、地主も小作人も同じなのである。地主にしても、名目は賃借料という形は取っているが、内実は補償なのである。その補償を、地主が一人占めにするのはおかしいというに過ぎず、両者は、基本的には同方向の利益関係にあると思われる。

3

このように考えてくるとき、事件をこのような形で残した沖縄という社会の地域構造に思いを致さずにはおれない。

例えば、拙稿「小笠原の現状と沖縄」で述べた硫黄島における処理と比較してみると、この場合、法的根拠はかならずしも明らかでないが、地主もとの賃借人との間で自衛隊の払う賃借料を配分することはほとんど自明のことと意識されていたように見える。沖縄においてなぜそのようなならなかったのか。

直ちには結論の出せない大きな問題であるが、今思いつくことを若干記しておく。

1つは、沖縄は、沖縄に住んでいる人々が意識している以上に「大きな」島だということである。これは、私が小笠原だけでなく、太平洋の小さな島々に興味を感じて調べてきたためにことさらに強く感じるのかもしれないが、「沖縄は一つである」という抜き難い意識と、実際の状況との間には無視できない乖離が存在する。「沖縄は多様である」からこそ、よくも悪くも様々な利益状況が存在しうる。

しかし、同時に島としての限界ももちろんある。全ての住民が共有すべきであり、まさに一つであるべき問題も存在する。なぜか、そのような問題においてこそ分裂が顕現するかのような印象が強い。最近は特にそうである。

(1991・8・21脱稿)